

民間国際交流・協力事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、財団法人高知県国際交流協会（以下「協会」という。）が、県下の国際化を促進するため、県内の民間国際交流・協力関係団体（以下「国際関係団体」という。）が行う国際交流、国際協力及び多文化共生事業（以下「国際交流等事業」という。）に対して交付する補助金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、国際関係団体が直接実施する非営利事業で、次の各号に該当する国際交流等事業とする。

- (1) 県内在住外国人及び留学生等を支援する事業
- (2) 国際交流、協力を目的とした講演会、展示会等の開催
- (3) 開発途上地域を支援する国際協力事業
- (4) 地域の国際化を促進する国際交流等事業
- (5) その他、前条の目的を達成するための国際交流等事業

(補助の範囲)

第3条 補助対象となる事業費は、前条の補助対象事業の実施に要する直接経費（国際関係団体の運営費、事務費は除く）とし、補助額は予算の範囲内で定額とし、原則として30万円を限度とする。

(補助金の申請)

第4条 補助金の申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる関係書類を添付して提出するものとする。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他、当該事業の実施についての参考資料

(補助金の交付決定)

第5条 協会は、前条による補助金の交付申請があったときは、事業の内容等を審査し補助の採否の決定を補助金交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付決定を受けた国際関係団体（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容または経費の配分を変更する場合は、変更内容及びその理由を記載したものに関係書類を添えて協会に提出し、承認を受けなければならない。但し、軽微な変更はこの限りではない。

(2) 補助事業を中止した場合または期限内に完了する見込みがないときは、速やかに協会に報告し指示を受けなければならない。

(補助金支払)

第 7 条 補助金は、第 9 条に定める実績報告の審査をへて精算払いとして行う。但し、補助金概算払請求書 (第 5 号様式) により請求があったときは概算払いをすることができる。

2 協会は、前項但し書きによる概算払請求があったときには、必要性等を審査し概算払の採否の決定をするものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第 8 条 協会は、次の各号の一に該当するときは交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。また、この場合、交付補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(1) 事業を中止したとき

(2) 事業が予定期間内に完了しないとき、又は完了する見込みがないとき

(3) 補助金交付申請書、その他の書類に虚偽の記載があるとき

(4) 事業計画の内容と事実が著しく相違するとき

(5) 補助金交付決定に際して付した条件に違反したとき

(実績報告書)

第 9 条 補助事業者は、事業が完了したときは、事業実績報告書 (第 6 号様式) に次の書類を添付し、事業完了後 1 ヶ月以内または 3 月 3 1 日のいずれか早い日までに協会に提出しなければならない。

(1) 事業実績書

(2) 収支決算書

(3) 補助金を充当した部分の領収書または支出証明資料

(4) 補助対象事業の関わる資料、写真等

(補助金の確定)

第 10 条 協会は、前条の実績報告書を速やかに審査して額の確定を行い、補助事業者に対し、補助金請求書 (第 7 号様式) を提出させ補助金の確定を行う。

(細 則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。